

原 発 本 第 1 7 8 号  
2 0 2 0 年 9 月 2 5 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
申 請 者 名 九州電力株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2020年8月31日付け、原発本第162号をもって変更認可申請しました、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「1. 変更の内容」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

本文のうち「1. 変更の内容」の一部補正

## 1. 変更の内容

昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、昭和50年6月26日付けの50原第5193号、昭和50年12月15日付けの50原第9554号、昭和51年4月26日付けの51安第2242号、昭和51年9月16日付けの51安(原規)第60号、昭和52年5月31日付けの52安(原規)第131号、昭和54年6月22日付けの54資庁第8354号、昭和54年8月3日付けの54資庁第10467号、昭和55年1月7日付けの54資庁第15477号、昭和55年11月10日付けの55資庁第12005号、昭和56年6月5日付けの56資庁第3275号、昭和56年8月20日付けの56資庁第10448号、昭和56年11月6日付けの56資庁第12949号、昭和57年2月26日付けの57資庁第2530号、昭和57年7月31日付けの57資庁第10881号、昭和58年8月15日付けの58資庁第9302号、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年4月1日付けの60資庁第3188号、昭和60年6月18日付けの60資庁第8040号、昭和60年11月5日付けの60資庁第12363号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16339号、平成元年3月31日付けの元資庁第3506号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成4年3月2日付けの4資庁第1125号、平成5年3月31日付けの5資庁第570号、平成5年10月18日付けの5資庁第11120号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成6年8月18日付けの6資庁第8958号、平成7年9月7日付けの7資庁第8119号、平成7年12月5日付けの7資庁第13349号、平成8年5月22日付けの8資庁第3208号、平成8年8月19日付けの8資庁第7659号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第9号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第3号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第20号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第6号、平成13年6月26日付けの平成13・05・24原第4号、平成13年9月13日付けの平成13・08・14原第4号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第5号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第25号、平成14年6月20日付けの平成14・06・07原第13号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第7号、平成15年6月4日付けの平成15・05・27原第6号、平成15年10月22日付けの平成15・09・12原第13号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第25号、平成16年6月8日付けの平成16・06・01原第10号、平成17年2月25日付けの平成17・02・02原第4号、平成17年3月31日付けの平成17・03・15原第4号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第24号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第13号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第25号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第18号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第56号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第4号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第10号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第10号、平成21年3月3日付けの平成21・02・20原第27号、平成21年9月15日付けの平成21・08・03原第5号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第7号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第6

号、平成22年11月25日付けの平成22・03・26原第2号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第39号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第10号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第22号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第4号、平成24年9月6日付けの20120717原第30号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212001号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306171号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406092号、平成27年6月10日付けの原規規発第1506108号、平成28年3月24日付けの原規規発第16032420号、平成28年10月26日付けの原規規発第1610268号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702088号、平成29年4月19日付けの原規規発第1704197号、平成29年9月14日付けの原規規発第1709142号、平成30年6月26日付け原規規発第1806267号、平成30年12月17日付け原規規発第1812179号、平成31年2月13日付け原規規発第1902134号及び令和元年7月5日付け原規規発第1907055号、令和元年12月6日付け原規規発第1912061号、令和2年3月18日付け原規規発第2003186号及び令和2年9月17日付け原規規発第2009175号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。)

別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表）の一部補正



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス発生時</u>、<u>重大事故等</u>及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p style="text-align: center;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 異常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 誤操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(玄海原子力発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正</p> <p>ア 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>イ 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</p> <p>エ 巡視点検に関する事項</p> <p>オ 異常時の措置に関する事項</p> <p>カ 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ク 定期的に実施する試験に関する事項</p> <p>ケ 誤操作の防止に関する事項</p> <p>コ 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び<u>存量ガス発生時の体制の整備に関する事項</u></p> <p>サ <u>重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</u></p> <p style="text-align: right;">&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>実用発電用原子炉及びその附属施設</u>の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> <li>・<u>記載の適正化に伴う変更</u> (記載の明確化)</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																																																								
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (火災発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2 (火山影響等発生時に講じた措置の整備)</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条 (重大事故等対応設備)</td> <td>第3項に定める要求される代替措置を満足していること</td> </tr> <tr> <td>第86条 (運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</td> <td>第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第89条 (異常時の基本的な対応)</td> <td>第2項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第90条 (異常時の措置)</td> <td>第2項に定める運転上の制限外から復帰していることと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td> <td>第4項に定める異常の収束 第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果 第1項に定める運転上の制限を満足していない場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2 (火山影響等発生時に講じた措置の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条 (重大事故等対応設備)	第3項に定める要求される代替措置を満足していること	第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合	第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第89条 (異常時の基本的な対応)	第2項に定める必要な安全措置	第90条 (異常時の措置)	第2項に定める運転上の制限外から復帰していることと判断した場合	第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第132条 (報告)	第4項に定める異常の収束 第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果 第1項に定める運転上の制限を満足していない場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うことを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (火災発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2 (火山影響等発生時に講じた措置の整備)</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条 (重大事故等対応設備)</td> <td>第3項に定める要求される代替措置を満足していること</td> </tr> <tr> <td>第86条 (運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</td> <td>第2項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第89条 (異常時の基本的な対応)</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第90条 (異常時の措置)</td> <td>第4項に定める異常の収束</td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td>第132条 (報告)</td> <td>第1項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2 (火山影響等発生時に講じた措置の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条 (重大事故等対応設備)	第3項に定める要求される代替措置を満足していること	第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合	第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置	第89条 (異常時の基本的な対応)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第90条 (異常時の措置)	第4項に定める異常の収束	第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第132条 (報告)	第1項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>
条 文	内 容																																																									
第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																									
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																									
第17条の2の2 (火山影響等発生時に講じた措置の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																									
第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																									
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																																									
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																																																									
第83条 (重大事故等対応設備)	第3項に定める要求される代替措置を満足していること																																																									
第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合																																																									
第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)	第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																																																									
第89条 (異常時の基本的な対応)	第2項に定める必要な安全措置																																																									
第90条 (異常時の措置)	第2項に定める運転上の制限外から復帰していることと判断した場合																																																									
第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																																									
第132条 (報告)	第4項に定める異常の収束 第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果 第1項に定める運転上の制限を満足していない場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																																									
条 文	内 容																																																									
第17条 (火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																																																									
第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																																																									
第17条の2の2 (火山影響等発生時に講じた措置の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																																																									
第17条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果																																																									
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																																																									
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																																																									
第83条 (重大事故等対応設備)	第3項に定める要求される代替措置を満足していること																																																									
第86条 (運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合																																																									
第87条 (予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置																																																									
第89条 (異常時の基本的な対応)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																																																									
第90条 (異常時の措置)	第4項に定める異常の収束																																																									
第95条 (燃料の取替等)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																																									
第132条 (報告)	第1項に定める運転上の制限を満足していない場合と判断した場合 第1項に定める第89条第1項に定める異常が発生した場合																																																									
<p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>																																																								

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第 14 条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置に関する事項</li> <li>(4) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(6) 定期的に実施する試験に関する事項</li> <li>(7) 誤操作の防止に関する事項</li> <li>(8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</li> <li>(9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</li> </ol>	<p>(運転管理に関する社内基準の作成)</p> <p>第 14 条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置に関する事項</li> <li>(4) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(6) 定期的に実施する試験に関する事項</li> <li>(7) 誤操作の防止に関する事項</li> <li>(8) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</li> <li>(9) 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に伴う変更</li> <li>・記載の適正化に伴う変更（記載の明確化）</li> </ul>

## 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(内部溢水発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、<u>直撃ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発泡剤原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動<sup>1)</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 2 の 2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動<sup>1)</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>〔有毒ガス発生時の体制の整備〕</p> <p>第17条の3の2 防災課長は、発電所構内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部漏水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>	<p>・実用発泡剤原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認すること を目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。 また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測 された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。 なお、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリ ング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第 17 条の 4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認すること を目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。 また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測 された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。 なお、計画は、添付 2 に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動 のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附 属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</li> </ul>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(重大事故等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に關すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に關すること</p> <p>(5) 発生する有能ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に關すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の立地、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(請負会社従業員への保安教育) 第130条 各課(室、センター)長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びびプラント管理課当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びびプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及びび竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等」及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>(請負会社従業員への保安教育) 第130条 各課(室、センター)長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びびプラント管理課当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びびプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波及びび竜巻等)及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等」その他自然災害(地震、津波及びび竜巻等)及び有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>







# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備 考

## 第129条（所員への保安教育）

第129条

変 更 後

### 保安教育の実施方針（運転員等）

保安教育の内容 （中分類 小分類 項目）	具体的教育内容	科 学 者						実施時期 (所要時間)
		当直班長 副 班 長	当直主任 副 主 任	主任・技師 主任技師	主任・技師 主任技師	主任・技師 主任技師	主任・技師 主任技師	
運転員等への保安教育の実施方針 （所員への保安教育）	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
運転員等への保安教育の実施方針	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
運転員等への保安教育の実施方針	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
運転員等への保安教育の実施方針	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
運転員等への保安教育の実施方針	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
運転員等への保安教育の実施方針	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
運転員等への保安教育の実施方針	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○
	運転員等への保安教育の実施方針	○	○	○	○	○	○	○

注1：各対象者に要求されている教育内容は、対象者となった時点から課せられる。  
 注2：記述するに当たっては、以下のとおり。  
 ・本教育は、同一科目であっても対象者の職能に応じて種別の範囲、深さには差がある。  
 ・この教育で、運転員等が「行う」とある場合は、運転員等が行う一連の教育の期間であり、  
 上表はこの教育期間の中に含まれている（上表の表の欄目の区別は行わない）。  
 ・各科目の内容が密接に関わっていることから、同一科目の区別は行わない。  
 注3：法令等の遵守とは、関係法令及び保安規定の遵守に関するものである。  
 注4：重大事故等及び大規模環境汚染事故の際の対応に関する事項、火災、内部漏水、火山噴火等、4の項目が訓練等3の科目範囲外である。5の項目が訓練等4の科目範囲外である。

・専用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、2020年9月18日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外－）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の原子炉のディーゼル発電機又は移動式発電機を非常用発電機とみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第1編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機－モード1、2、3及び4以外－）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の原子炉のディーゼル発電機又は移動式発電機を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>





玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;            (保安に関する職務)            第5条 保安に関する主な職務及び実施者は以下のとおりとする。また、その他の保安に関し必要となる職務に関しては、「組織・権限規程」に従って行う。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>（規定なし）</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;            （玄海原子力発電所安全運営委員会）            第7条 発電所に玄海原子力発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設けする。            2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項又はあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。            (1) 運転管理に関する社内基準の制定及び改正            ア 運転員の構成人員に関する事項            イ 当直の引継方法に関する事項            ウ 原子炉の起動及び停止操作に関する事項            エ 巡視点検に関する事項            オ 異常時の措置に関する事項            カ 警報発生時の措置に関する事項            キ 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            ク 定期的に実施する試験に関する事項            ケ 誤操作の防止に関する事項            コ 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項            サ 重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考																												
<p>変 更 前</p> <p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt; (原子炉主任技術者の職務等) 第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に履行し、最優先に履行することを任務とし、次の各号に定める職務を「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、十分に遂行する。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(火災発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)</td> <td>第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>第4項に定める地震、津波及び電圧等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)</td> <td>第4項に定める成立性の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(大規模環境発生時の体制の整備)</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果</td> </tr> <tr> <td>第83条(重大事故等対応設備)</td> <td>第3項に定める要求される代替措置の確認</td> </tr> <tr> <td>第86条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行</td> </tr> <tr> <td>第87条(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)</td> <td>第2項に定める必要な安全措置</td> </tr> <tr> <td>第89条(異常時の基本的な対応)</td> <td>第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第90条(異常時の措置)</td> <td>第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置</td> </tr> <tr> <td>第95条(燃料の取替等)</td> <td>第4項に定める異常の取束</td> </tr> <tr> <td>第132条(報告)</td> <td>第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果 第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める異常が発生した場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1項に定める放射線放射体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 第1項に定める外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 第1項に定める発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。) 第134条第2号から第14号に定める報告事象が発生した場合</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	条 文	内 容	第17条(火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び電圧等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の7(大規模環境発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第83条(重大事故等対応設備)	第3項に定める要求される代替措置の確認	第86条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第87条(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置	第89条(異常時の基本的な対応)	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第90条(異常時の措置)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置	第95条(燃料の取替等)	第4項に定める異常の取束	第132条(報告)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果 第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める異常が発生した場合	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>
条 文	内 容																													
第17条(火災発生時の体制の整備)	第4項に定める火災が発生した場合に講じた措置の結果																													
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)	第4項に定める内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果																													
第17条の2の2(火山影響等発生時の体制の整備)	第5項に定める火山影響等発生時に講じた措置の結果																													
第17条の3(その他自然災害発生時等の体制の整備)	第4項に定める地震、津波及び電圧等が発生した場合に講じた措置の結果																													
第17条の6(重大事故等発生時の体制の整備)	第4項に定める成立性の確認訓練の結果																													
第17条の7(大規模環境発生時の体制の整備)	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果																													
第83条(重大事故等対応設備)	第3項に定める要求される代替措置の確認																													
第86条(運転上の制限を満足しない場合)	第11項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇又は原子炉起動状態へ近づくモードへの移行																													
第87条(予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合)	第2項に定める必要な安全措置																													
第89条(異常時の基本的な対応)	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合																													
第90条(異常時の措置)	第2項及び第4項に定める異常が発生した場合の原因調査及び対応措置																													
第95条(燃料の取替等)	第4項に定める異常の取束																													
第132条(報告)	第2項及び第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果 第1項に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 第1項に定める異常が発生した場合																													

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;  <b>(運転管理に関する社内基準の作成)</b>            第14条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内基準を作成し、制定及び改正に当たっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。            (1) 原子炉の起動及び停止操作に関する事項            (2) 巡視点検に関する事項            (3) 異常時の措置に関する事項            (4) 警報発生時の措置に関する事項            (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項            (6) 定期的を実施する試験に関する事項            (7) 試操作の防止に関する事項            (8) 火災、内部溢水発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項            (9) 重大事故等及び大規模環境発生時の体制の整備に関する事項</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
(規定なし)	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;            (内部溢水発生時の体制の整備)            第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。            &lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;            (火山影響等発生時の体制の整備)            第17条の2の2 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、            (以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部漏水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。            &lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・費用発生用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
(規定なし)	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の3 防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用発覚用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;            (火山活動のモニタリング等の体制の整備)            第17条の4 原子力土木建築部長は、破局的噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認すること            を目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の(1)及び(2)を含む計画を策定する。            また、原子力管理部長及び原子力技術部長は、破局的噴火への発展の可能性につながる結果が観測            された場合における必要な対応を行う体制の整備として、次の(3)及び(4)を含む計画を策定する。            なお、計画は、添付2に示す「火災、内部漏水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリ            ング等に係る実施基準」に従い策定する。            &lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附            属施設的位置、構造及び設備            の基準に関する規則等の一            部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;  <b>(重大事故等発生時の体制の整備)</b>            第17条の6 社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、防護（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>5 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項アの役割に忘れた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること            (2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること            (3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること            (4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>＜附則第3項 従前の例＞            (請負会社従業員への保安教育)            第130条 各課(室、センター)長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>＜中 略＞</p> <p>(5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等及びその他自然災害(地震、津波及び竜巻等)発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>＜以下、省略＞</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

備考	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設<sup>(1)</sup>の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>
----	--

変更前	変更後	保安教育の実施方針（中括弧）		保安規定中項目 備考										
		保安教育	保安訓練	保安講習	保安研修	保安見習	保安検定	保安試験	保安評価	保安記録	保安報告	保安調査	保安改善	保安その他
<p>保安規定第129条（所員への保安教育）</p> <p>＜附則第3項 従前の例＞</p>	<p>保安規定第129条（所員への保安教育）</p> <p>＜附則第3項 従前の例＞</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>	<p>保安講習</p> <p>保安研修</p> <p>保安見習</p> <p>保安検定</p> <p>保安試験</p> <p>保安評価</p> <p>保安記録</p> <p>保安報告</p> <p>保安調査</p> <p>保安改善</p> <p>保安その他</p>

(規定なし)

備 考	・実用発電用原子炉及びその附属施設等の設置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更
--------	--

後 更 変	<p style="text-align: center;">図表-3 住民教育の実施方針（運転基準）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">実施方針の内容</th> <th colspan="2">実施方針の内容</th> <th colspan="5">対象者</th> <th rowspan="2">実施時期の区分等</th> </tr> <tr> <th>申請種別</th> <th>種別</th> <th>実施方針</th> <th>実施方針</th> <th>職員</th> <th>職員以外</th> <th>一般住民</th> <th>住民以外</th> <th>住民以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>①</td> <td>①</td> <td>①</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>②</td> <td>②</td> <td>②</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>③</td> <td>③</td> <td>③</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>④</td> <td>④</td> <td>④</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>⑤</td> <td>⑤</td> <td>⑤</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>⑥</td> <td>⑥</td> <td>⑥</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>⑦</td> <td>⑦</td> <td>⑦</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>⑧</td> <td>⑧</td> <td>⑧</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>⑨</td> <td>⑨</td> <td>⑨</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>⑩</td> <td>⑩</td> <td>⑩</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>⑪</td> <td>⑪</td> <td>⑪</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>⑫</td> <td>⑫</td> <td>⑫</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>⑬</td> <td>⑬</td> <td>⑬</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑭</td> <td>⑭</td> <td>⑭</td> <td>⑭</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑮</td> <td>⑮</td> <td>⑮</td> <td>⑮</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑯</td> <td>⑯</td> <td>⑯</td> <td>⑯</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑰</td> <td>⑰</td> <td>⑰</td> <td>⑰</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑱</td> <td>⑱</td> <td>⑱</td> <td>⑱</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑲</td> <td>⑲</td> <td>⑲</td> <td>⑲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑳</td> <td>⑳</td> <td>⑳</td> <td>⑳</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉑</td> <td>㉑</td> <td>㉑</td> <td>㉑</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉒</td> <td>㉒</td> <td>㉒</td> <td>㉒</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉓</td> <td>㉓</td> <td>㉓</td> <td>㉓</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉔</td> <td>㉔</td> <td>㉔</td> <td>㉔</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉕</td> <td>㉕</td> <td>㉕</td> <td>㉕</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉖</td> <td>㉖</td> <td>㉖</td> <td>㉖</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉗</td> <td>㉗</td> <td>㉗</td> <td>㉗</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉘</td> <td>㉘</td> <td>㉘</td> <td>㉘</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉙</td> <td>㉙</td> <td>㉙</td> <td>㉙</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉚</td> <td>㉚</td> <td>㉚</td> <td>㉚</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉛</td> <td>㉛</td> <td>㉛</td> <td>㉛</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉜</td> <td>㉜</td> <td>㉜</td> <td>㉜</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉝</td> <td>㉝</td> <td>㉝</td> <td>㉝</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉞</td> <td>㉞</td> <td>㉞</td> <td>㉞</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>㉟</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊱</td> <td>㊱</td> <td>㊱</td> <td>㊱</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊲</td> <td>㊲</td> <td>㊲</td> <td>㊲</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊳</td> <td>㊳</td> <td>㊳</td> <td>㊳</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊴</td> <td>㊴</td> <td>㊴</td> <td>㊴</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊵</td> <td>㊵</td> <td>㊵</td> <td>㊵</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊶</td> <td>㊶</td> <td>㊶</td> <td>㊶</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊷</td> <td>㊷</td> <td>㊷</td> <td>㊷</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊸</td> <td>㊸</td> <td>㊸</td> <td>㊸</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊹</td> <td>㊹</td> <td>㊹</td> <td>㊹</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊺</td> <td>㊺</td> <td>㊺</td> <td>㊺</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊻</td> <td>㊻</td> <td>㊻</td> <td>㊻</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊼</td> <td>㊼</td> <td>㊼</td> <td>㊼</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊽</td> <td>㊽</td> <td>㊽</td> <td>㊽</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊾</td> <td>㊾</td> <td>㊾</td> <td>㊾</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>㊿</td> <td>㊿</td> <td>㊿</td> <td>㊿</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	実施方針の内容		実施方針の内容		対象者					実施時期の区分等	申請種別	種別	実施方針	実施方針	職員	職員以外	一般住民	住民以外	住民以外	①	①	①	①	○	○	○	○	○	②	②	②	②	○	○	○	○	○	③	③	③	③	○	○	○	○	○	④	④	④	④	○	○	○	○	○	⑤	⑤	⑤	⑤	○	○	○	○	○	⑥	⑥	⑥	⑥	○	○	○	○	○	⑦	⑦	⑦	⑦	○	○	○	○	○	⑧	⑧	⑧	⑧	○	○	○	○	○	⑨	⑨	⑨	⑨	○	○	○	○	○	⑩	⑩	⑩	⑩	○	○	○	○	○	⑪	⑪	⑪	⑪	○	○	○	○	○	⑫	⑫	⑫	⑫	○	○	○	○	○	⑬	⑬	⑬	⑬	○	○	○	○	○	⑭	⑭	⑭	⑭	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	○	○	○	○	○	⑯	⑯	⑯	⑯	○	○	○	○	○	⑰	⑰	⑰	⑰	○	○	○	○	○	⑱	⑱	⑱	⑱	○	○	○	○	○	⑲	⑲	⑲	⑲	○	○	○	○	○	⑳	⑳	⑳	⑳	○	○	○	○	○	㉑	㉑	㉑	㉑	○	○	○	○	○	㉒	㉒	㉒	㉒	○	○	○	○	○	㉓	㉓	㉓	㉓	○	○	○	○	○	㉔	㉔	㉔	㉔	○	○	○	○	○	㉕	㉕	㉕	㉕	○	○	○	○	○	㉖	㉖	㉖	㉖	○	○	○	○	○	㉗	㉗	㉗	㉗	○	○	○	○	○	㉘	㉘	㉘	㉘	○	○	○	○	○	㉙	㉙	㉙	㉙	○	○	○	○	○	㉚	㉚	㉚	㉚	○	○	○	○	○	㉛	㉛	㉛	㉛	○	○	○	○	○	㉜	㉜	㉜	㉜	○	○	○	○	○	㉝	㉝	㉝	㉝	○	○	○	○	○	㉞	㉞	㉞	㉞	○	○	○	○	○	㉟	㉟	㉟	㉟	○	○	○	○	○	㊱	㊱	㊱	㊱	○	○	○	○	○	㊲	㊲	㊲	㊲	○	○	○	○	○	㊳	㊳	㊳	㊳	○	○	○	○	○	㊴	㊴	㊴	㊴	○	○	○	○	○	㊵	㊵	㊵	㊵	○	○	○	○	○	㊶	㊶	㊶	㊶	○	○	○	○	○	㊷	㊷	㊷	㊷	○	○	○	○	○	㊸	㊸	㊸	㊸	○	○	○	○	○	㊹	㊹	㊹	㊹	○	○	○	○	○	㊺	㊺	㊺	㊺	○	○	○	○	○	㊻	㊻	㊻	㊻	○	○	○	○	○	㊼	㊼	㊼	㊼	○	○	○	○	○	㊽	㊽	㊽	㊽	○	○	○	○	○	㊾	㊾	㊾	㊾	○	○	○	○	○	㊿	㊿	㊿	㊿	○	○	○	○	○	前 更 変
実施方針の内容		実施方針の内容		対象者					実施時期の区分等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
申請種別	種別	実施方針	実施方針	職員	職員以外	一般住民	住民以外	住民以外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
①	①	①	①	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
②	②	②	②	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
③	③	③	③	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
④	④	④	④	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑤	⑤	⑤	⑤	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑥	⑥	⑥	⑥	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑦	⑦	⑦	⑦	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑧	⑧	⑧	⑧	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑨	⑨	⑨	⑨	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑩	⑩	⑩	⑩	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑪	⑪	⑪	⑪	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑫	⑫	⑫	⑫	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑬	⑬	⑬	⑬	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑭	⑭	⑭	⑭	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑮	⑮	⑮	⑮	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑯	⑯	⑯	⑯	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑰	⑰	⑰	⑰	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑱	⑱	⑱	⑱	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑲	⑲	⑲	⑲	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
⑳	⑳	⑳	⑳	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉑	㉑	㉑	㉑	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉒	㉒	㉒	㉒	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉓	㉓	㉓	㉓	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉔	㉔	㉔	㉔	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉕	㉕	㉕	㉕	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉖	㉖	㉖	㉖	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉗	㉗	㉗	㉗	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉘	㉘	㉘	㉘	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉙	㉙	㉙	㉙	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉚	㉚	㉚	㉚	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉛	㉛	㉛	㉛	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉜	㉜	㉜	㉜	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉝	㉝	㉝	㉝	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉞	㉞	㉞	㉞	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㉟	㉟	㉟	㉟	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊱	㊱	㊱	㊱	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊲	㊲	㊲	㊲	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊳	㊳	㊳	㊳	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊴	㊴	㊴	㊴	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊵	㊵	㊵	㊵	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊶	㊶	㊶	㊶	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊷	㊷	㊷	㊷	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊸	㊸	㊸	㊸	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊹	㊹	㊹	㊹	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊺	㊺	㊺	㊺	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊻	㊻	㊻	㊻	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊼	㊼	㊼	㊼	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊽	㊽	㊽	㊽	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊾	㊾	㊾	㊾	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
㊿	㊿	㊿	㊿	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

(規定なし)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;            火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他の自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(規定なし)</p>	<p>&lt;附則第3項 従前の例&gt;  <b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b>  <b>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様な拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>(4) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p> <p>&lt;中 略&gt;</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>



玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害対応及び火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、 自然災害、<u>有毒ガス</u>対応及び 火山活動のモニタリング等 に係る実施基準</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附 属施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則等の一 部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時及びその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p> <p>【新規追加】</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災、内部溢水、火山影響等発生時、その他自然災害が発生した場合及び有毒ガスを確認した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容、並びに火山活動のモニタリング等の活動を行うために必要な体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>&lt; 中 略 &gt;</p> <p>8 有毒ガス</p> <p>防災課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う体制の整備として、次の 8.1 項から 8.4 項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長直課長を除く。）は、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>8.1 要員の配置</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、発電所構内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人」という。）及び有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行う要員等を配置する。</p> <p>8.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的の実施する。</p> <p>(2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、<u>有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的の実施する。</u></p> <p>8.3 資機材の配備</p> <p>(1) 防災課長及び安全管理第二課長は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。</p> <p>8.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、<u>以下の活動を実施することを規定文書に定める。</u></p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p><b>8 有毒ガス 続き</b></p> <p>ア 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(7) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ)項、(ロ)項及びウ項の実施により、運転員及び緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</p> <p>(イ) 安全管理第二課長は、発電所構内並びに中央制御室等から半径 10km 近傍に新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(ロ) 保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(7) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</p> <p>(イ) 防災課長及び発電第二課長は、予附せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のパックアップ体制整備の対策を実施する。</p> <p>ウ 施設管理、点検</p> <p>保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。</p> <p>8.5 定期的な評価</p> <p>(1) 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長直課長は除く。）は、8.1項から 8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</p> <p>(2) 防災課長は、8.1項から 8.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>8.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(4) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を遵守させる。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p><b>【新規追加】</b></p>	<p><b>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b></p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表-1から表-19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等については、規定文書に定める。</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表-1から表-19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員はこの手順を遵守させる。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>1.3 手順書の整備</p> <p>(1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。</p> <p>また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。</p> <p style="text-align: center;">＜中 略＞</p> <p>コ 防災課長、安全管理第二課長、発電第二課長、保安第二課長、保守第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(ウ) 安全管理第二課長、保安第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液等々の運用管理及び防液等々の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</p>

# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>【新規追加】</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>(イ) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室調査装置及び緊急時対策所警報装置の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。</p> <p>(ロ) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。</p> <p>(ハ) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生を察知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。</p> <p>(ニ) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対応設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における重大事故等対策要員の有毒ガス防護のため、1. 2 (1) 項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。</p> <p>&lt;以下、省略&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用発用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更</li> </ul>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変更前

備考

第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編（1号炉及び2号炉に係る保安措置）  
第63条（所員への保安教育）

表02-1

保安教育の実施方針（総括表）

保安教育の内容				実施時期			実施場所				
大分類	中分類 (項目)	小分類 (項目)	内容	実施時期	実施場所	実施場所 の 責任者	実施場所 の 責任者	実施場所 の 責任者	実施場所 の 責任者		
入所時・2週間以上の教育 （第1）	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者		
		関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者	関係者及び保安規定の対象に該当しない者		
	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	
			関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	
		関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者
				関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者
				関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者
				関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者
				関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者
				関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者	関係者及び保安規定の対象に該当する者

※1 及廃止措置計画（RCP、メンテナンス計画）等が、教育対象者等に対し、取組むべき事項等について、詳細な説明を行うことにより、教育を受けることとなる。

※2 関係者及び保安規定の対象に該当しない者は、関係者及び保安規定の対象に該当する者として教育を受けることとなる。

※3 関係者及び保安規定の対象に該当する者は、関係者及び保安規定の対象に該当する者として教育を受けることとなる。

※4 アラウンドの作業については、関係者及び保安規定の対象に該当する者として教育を受けることとなる。

• 雇用発覚用原子炉及びその附属施設の広域、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、2020年9月18日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定第2編は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 実用発電用原子炉及びその付属施設並びにその付属施設並びにその付属施設に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の16第1項の検査(定期事業者検査)を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p>・実用発電用原子炉及びその付属施設並びにその付属施設に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の3号炉及び4号炉発電用原子炉施設に係る核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律第43条の3の16第1項の検査(定期事業者検査)を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>



# 玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前

変 更 後

備 考

<附則第2項 従前の例>  
第63条 (所員への保安教育)

・実用発電用原子炉及びその附属施設等の設置、構造及び設備の基準に關する規則等の一の改正に伴う変更

表第1

## 保安教育の実施方針（案）

実施種別	教育内容		実施時期	受講率と教育状況					
	科目	内容		受講率 %	受講率 %	受講率 %	受講率 %	受講率 %	受講率 %
新規採用者等	初任教育	原子炉施設保安規定の概要	10月	100	100	100	100	100	100
	就業教育	放射線防護	10月	100	100	100	100	100	100
	安全衛生教育	放射線防護	10月	100	100	100	100	100	100
新規採用者以外	安全衛生教育	放射線防護	10月	100	100	100	100	100	100
	放射線防護教育	放射線防護	10月	100	100	100	100	100	100
	放射線防護教育	放射線防護	10月	100	100	100	100	100	100
	放射線防護教育	放射線防護	10月	100	100	100	100	100	100

注：1. 受講率は、受講率100%とする。2. 受講率は、受講率100%とする。3. 受講率は、受講率100%とする。4. 受講率は、受講率100%とする。

(規定なし)